

処 分 基 準

基準の名称	業務提供誘引販売業を行う者等に対する業務提供誘引販売取引の停止に係る基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
特定商取引に関する法律	5 7	業務提供誘引販売業を行う者等に対する業務提供誘引販売取引の停止
基 準 の 内 容		
<p>本件処分は、法第57条に定める処分の基準のほか、事業者によるコンプライアンス体制の状況、違反行為の悪質性及び被害の現実の広がりや将来の拡大可能性等の観点を総合的に考慮の上、行うものとする。</p>		